

居宅介護支援重要事項説明書

令和6年4月1日～

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0195-23-5034 (月曜日から金曜日 8時30分～17時15分まで)

担当職員 姉帯 直美 (不在の場合は長畑 恵が対応します)

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
所在地	岩手県二戸市仁左平字横手2番地3
介護保険指定番号	居宅介護支援 0371300013号(岩手県)
サービスを提供する地域*	二戸市内全域

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

管理者	1名
主任介護支援専門員	1名以上
介護支援専門員	3名以上

(3) 営業時間

平日	8時30分～17時15分
----	--------------

* 緊急連絡電話 0195-23-5034

緊急を要する場合には、担当の介護支援専門員に連絡し対応致します。

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接業者に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、二戸市の担当窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

要介護1～2 10,860円/月 要介護3～5 14,110円/月

(2) 加算

①体制加算・・・介護保険の規定により、事業所のサービス体制(設備、人員配置等)により基本利用料に加算します。

特定事業所加算(Ⅱ) 4,210円/月

②個別加算・・・介護保険法の規定により、新規にケアプラン作成した場合、入院退院等の連絡調整を行った場合等、基本利用料に加算します。

初回加算	3,000円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円

退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
通院時情報連携加算	500円

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(4) 解約料

利用者 はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(5) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は銀行振込または現金払いの中から契約の際に選べます。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1～2と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) その他

下記の場合、必ず当事業所へご連絡下さい。

連絡がなかった場合は、法定代理受領の取扱いができずに利用者が費用を立て替えなければならなくなり、支払までに日時を要することになります。

①事前に当事業所を通じて調整を行わずに、居宅サービス計画外のサービスを受けた場合

②契約期間中に

- ・被保険者証の記載内容に変更が生じた場合
- ・要介護認定のうち、更新申請、区分変更申請、サービスの種類指定変更申請を行った場合

- ・各種の利用者負担減免に関する決定等に変更が生じた場合
- ・生活保護を開始、または廃止する場合
- ・公費負担医療の受給資格を取得又は喪失した場合

- ③サービス事業所やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なることとなった場合
(例)・「訪問看護」において主治の医師の特別な指示があり、医療保険適用となる場合
- ④居宅サービス計画に記載されていない短期入所生活介護の利用にあたっては、利用前に、当事業所にその旨ご連絡下さい。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 目的と運営方針

1. 居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。
2. 居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
3. 居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
4. 事業の運営にあつては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) 居宅介護支援の内容

事業所の介護支援専門員は、下記の居宅介護支援を提供します。

1. 介護支援専門員は、利用者の要介護認定(要介護更新認定、要介護状態の区分の変更の認定、サービスの種類の変更を含む。)にかかる申請等について、利用者の意思を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行います。
2. 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考慮し、居宅サービス計画を作成します。(利用者は、居宅サービス計画作成にあたって、複数の居宅サービス事業者の紹介を求めることや、位置つけた居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能です。)
3. 介護支援専門員は、作成した居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
4. 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者およびその家族、居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握しこれに基づく給付管理票の提出を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行います。
5. 介護支援専門員は、利用者が入院する場合、退院後の円滑な在宅生活への移行ができるよう、医療機関と連携いたします。(入院する必要がある場合、医療機関に対し、担当の介護支援専門員の氏名、連絡先を伝えていただくようお願いいたします。)

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	有	居宅サービス計画ガイドライン等
介護支援専門員への研修の実施	有	資質向上のための研修会等への参加

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	無	前記3の(4)参照
---	---	-----------

6. サービス内容に関すること

サービス割合の説明

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

(1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	33%
通所介護	63%
地域密着型通所介護	0%
福祉用具貸与	64%

(2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	二戸市社会福祉協議会 訪問介護事業所	50%	軽米タクシー 訪問介護事業所	23%	訪問介護事業所 ももの木	11%
通所介護	二戸市社会福祉協議会 通所介護事業所	44%	デイサービスいずみ	15%	デイサービスセン ターおからぎ	12%
地域密着型通所介護		0%		0%		0%
福祉用具貸与	有限会社コミュニティワークス 介護センターカシオペア	71%	株式会社かんきょう 二戸営業所	19%	株式会社サンメディカル 県北営業所	7%

(3) 判定期間

- 前期(3月1日から8月末日)
 後期(9月1日から2月末日)

7. 守秘義務

事業所及び介護支援専門員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

8. 事故発生時の対応

介護支援専門員が、居宅介護支援を提供するうえで事故が発生した場合は、速やかに事業所及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。そしてその原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

9. サービス内容に関する苦情

① 当事業所の相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

担当 姉帯 直美 (不在の場合には長畑 恵が対応します)

電話:0195-23-5034

② 苦情受け・苦情解決責任者及び第三者委員会

苦情解決責任者 高橋 美佐子

電話:0195-25-4959

第三者委員会 南谷 敏夫 下斗米 隆司 佐藤 順 日向 壽歩子 三浦 貢

③ その他の相談窓口

当事業所以外に、以下の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

- * 二戸市総合福祉センター 福祉課 電話:0195-23-1313
- * 二戸地区広域行政事務組合 電話:0195-23-7772
- * 岩手県国民健康保険団体連合会・介護保険課 電話:019-623-4325

10. 当事業所の概要

- ・運営主体 社会福祉法人 二戸市社会福祉協議会
- ・代表者 会長 山口金男
- ・所在地 岩手県二戸市仁左平字横手2番地3
- ・電話番号 0195-25-4959
- ・事業内容 二戸市地域包括支援センター
二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
二戸市社会福祉協議会通所介護事業所
二戸市社会福祉協議会訪問介護事業所
二戸市社会福祉協議会(介護予防)訪問入浴介護事業所
二戸市社会福祉協議会発達支援センター風
二戸市生活支援型デイサービス事業所
日常生活自立支援事業
生活困窮者自立支援事業
その他二戸市社会福祉協議会の目的達成のために必要な事業

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を受けました。

事業者

所在地 岩手県二戸市仁左平字横手2番地3
名称 二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
会長 山口 金男 印

説明者 所属 二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意いたします。

利用者 住所
氏名

印

(代理人) 住所
氏名

印

(続柄)